



# 伊藤博文の国際政治 下編

春畠公追頌会著  
代表者金子堅太郎／編纂主幹小松緑

水心肆書

本書は『伊藤博文伝』中巻・下巻（一九四〇年、春畠公追頌会著「代表者金子堅太郎、編纂主幹小松緑」、春畠公追頌会刊行）より国際政治に関する章を抜き出して構成したものである。各章の内容はその都度断り書きのない限りその章の全体を収録している。複数の章を括る部立て（元の本では「第（）編」）は元の本のままのものと本書において設けたものがある。「朝鮮事変と天津条約」「日清戦後的情勢」の部は本書において設けたものであり、「韓国の監理」の部は元の本の「韓国統監時代」と「第四次枢密院議長時代」を一つにまとめたものである。なお、「条約改正問題」の部の最後の二章は、元の本では後続の部に属している章であるが、そこに繰り込んだ。

## 目 次

〔下編〕

日清戦役（承前）

戦時議会と戦局の進展	334
下関講和談判（上）	346
下関講和談判（下）	364
三国干渉	387

日清戦後の情勢

台湾平定と朝鮮問題	406
内外政情の推移と内閣更迭	412
英皇即位六十年祝典参列	416

清国行

422

北清事変と公の忠言

428

日露戦役

日英同盟と公の欧米行

438

第三次枢密院議長

464

対露談判と国交断絶	474
遣韓特派大使拝命	491
日露講和談判と公の斡旋	498
<b>韓国の監理</b>	

日韓協約の締結	518
統監就任と韓国施政改善	532
海牙密使事件と韓皇讓位	550
東宮御渡韓と韓太子来朝	560
韓国内政の刷新	573
韓皇南北巡幸陪從	579
韓国併合の廟議	599
韓國統監より枢密院議長に転任	602
李王世子同伴東北地方北海道歴遊	608
満洲行	611
薨去	620
国葬と余榮	624

索

引

6  
3  
8

〔上編〕

憲法制定の準備

国憲起草創	14
公と大隈との意見対立	23
明治十四年の政変	31
国会開設の大詔済発	43

歐洲憲法の調査

歐洲派遣の勅書	50
渡欧と憲法研究	61
憲法に関する公の所信	74
スタイルン招請の交渉	91
内政改革への寄与	101

帰 朝  
1-1-5

朝鮮事変と天津条約

明治十七年の朝鮮事変	120
天津条約の締結	134
清国水兵暴行事件と海防設備の充実	145

## 条約改正談判の頓挫

152

## 帝国憲法の制定

憲法の起草

160

枢密院設置と公の議長就任

170

枢密院の開院と皇室典範及憲法御諮詢

188

皇室典範及憲法の審議

188

帝国憲法の発布

202

## 条約改正問題

大隈案と世論の沸騰

220

時局收拾策御下問

230

黒田内閣の瓦解と公の辞職

237

条約改正問題善後処理と山県内閣の成立

249

松方内閣の成立と大津事件

249

行政整理と外交問題

260

## 日清戦役

日清開戦と公の軍事参画

274

朝鮮内政の改革

297

伊藤博文の国際政治

下編

## 本書における表記について

一、読みやすさのために左記の範囲に限つて表記の置きかえ等をおこなつた。

一、本書では新字体漢字、現代仮名遣いで表記した。但し引用文中の変則的な仮名遣いはそのままにした（例、東京え送達於ておや）。漢字の読みを確定しがたいために送り仮名の仮名遣いの現代化（及び濁点附加）を判断しかねるものは元のままにして「・」のルビを付した。

一、拗音と促音には小文字を使用した。

一、片仮名書きの引用文は平仮名書きに置きかえ、その引用文冒頭の一文字に＊のルビを加えてそれと示した。

濁点のない片仮名書き引用文には濁点を補つた。

一、読み仮名ルビを便宜的に加えた。元の本にあるルビは三五九ページの「引接寺」一か所のみである。

一、踊り字（繰り返し記号）は「々」のみを使用し、それ以外は文字に置きかえた。二の字点は「々」に置きかえた。「々」が使われている引用文中で、元の本のレイアウトで行頭に文字が来るために「々」が使われていないと見るべきところでは「々」で表記した。

一、鍵括弧の形状は現代の慣例によつた。

一、句点による一文の区切りのない引用文においては区切りうるところに「」を挿入した（元の本では「」は一切使われていない）。

一、引用文の段落冒頭には一字空きを置き、引用文中の二行割り書きは小字の一行書きに置きかえた。本書では段落冒頭に一字空きを置いたため平出が擡頭のようにも見えるところがあるが、元の本で擡頭は使われていない。平出は一切元の本のままとしたが、闕字は同じ引用文中で同じ語が闕字処理されている場合にはその語も闕字処理した。

一、本書刊行所による注記は「」で括って示し、元の本の「」は「」に置きかえた。

日清戰役  
(承前)

## 戦時議会と戦局の進展

第六議会解散後に於ける衆議院議員の総選挙は、明治二十七年〔一八九四〕九月一日を以て行われしが、時に戦局益々進展し、軍事費の協賛を求むる為め、臨時議会を召集する必要に迫られ、その開会の地を東京広島の孰れにすべきかに就き、閣員中に多少の議論ありしが、公は戦時議会のことなれば、東京よりも寧ろ大本營所在地に於てするを至当とし、その旨奏請したる結果、同月二十二日詔勅を以て十月十五日より臨時議会を広島に召集する旨仰出された。

尋いで第七議会は予定通り召集せられ、十八日天皇親臨開院式を挙げさせられ、左の勅語を賜うた。

\*朕貴族院及衆議院の各員に告ぐ

朕茲に臨時帝国議会を召集し特に國務大臣に命じて刻下の急要なる陸海軍費に關する議案を提出せしむ

朕は清国が帝国と共に東洋の和平を保持するの任を忘れ遂に今日の事局を見るに至りたるを憾とす／然れども戦端既に開く交戦の目的を達せずむば以て止むべからず朕は帝国の臣民が一致和協朕が事を援順し全局の大捷を以て早く東洋の平和を回復し以て国光を宣揚せむことを望む／各員夫れ旃はたを勵めよ

公は翌十九日議会に於て、日清開戦の事情に対し一場の演説を試みんとしたるが、聖意深遠、予めその内容

を知り給わんとて、特に徳大寺侍従長を以て公に左の通り御沙汰あらせられた。

拝啓陳者のぶれば、今般臨時議会に対し、閣下御演説被成候由被ゆゑ聞召候に付、御旨趣御書取有之候わば、被供うけ天覽候様御沙汰に付、此段申進候。勿々敬具。

十月十八日

伊藤總理大臣殿

徳大寺実則

因て公は直ちに御前に伺候して親しく演説の要旨を奏上し、天皇これを嘉納し給えるに依り、十九日先ず貴族院に出席し、対清戦争の理由に就き演説したるが、その要旨左の如し。

朝鮮事変よりして延て日清間の交戦なと為り、我皇上陛下既に大纛たいとうを此の地に進められ、親ら統帥の天職みずかを尽させられ、而して諸君をして軍國の急務に参与せしむる為、臨時帝国議会を大本營の下に召集せらるるに当り、本大臣は其の奉ずる所の職務に由り、日清両国間終に此事局を生ずるに至りたるの顛末を略述するの光榮を荷う。抑々朝鮮は夙に我帝国が率先して其の独立を認め之と条約を締結し、宇内列国に紹介したる所にして、爾來数年の間各國も亦齊しく自主對等の一独立国として漸次条約を締結し、交通の道を開けり。朝鮮我と僅に一衣帶水を隔つ、其の国の治乱盛衰我に於て緊切の痛癢を感じる最も深し。然るに其の国力微弱にして國勢振わず、政治も亦従またつて其の宜を失し、動ややもすれば内亂を釀し、上下相証くに至つて而して政府の力遂に之を鎮圧すること能わず、其の禍害時に或は延て居留の外人に及ぼすに至る。其の国情既に斯の如く日に衰頽に赴くに当り、我國其の自滅に一任して顧ざれば則ち止む、苟いやしも然らず、率先其の独立を確認し、列国に対し先蹟を啓きたるの初志を完くし、併て我帝国の権利利益を保護せんと欲せば、断じて其の独

## 下関講和談判（上）

日清交戦の当初に於ては、歐米列国孰れも静観の態度を持せしが、我が軍が陸海両方面に於て圧倒的勝利を博するに及び、明治二十七年〔一八九四〕十月八日駐日英國公使トレンチは、陸奥外相を訪い、本国政府の訓令なりとて、日本政府は、列強が朝鮮の独立を保障すること、並に清国をして軍費を賠償せしむることの二条件を以て戦争を息止することを承諾すべきや否やを質問し、尚お英國政府は本件に就き既に歐洲列強と商議を遂げたる趣を附言した。

陸奥外相は英國公使に対し、一応考慮の上回答すべき旨を約したる後ち、講和の時機到来せるを察し、予め我が大体の廟議を定め置くの必要ありとし、差当り英國に対する回答案として左の甲乙丙三案を起草して公の採択を求むることとした。

### 甲\* 案

- 一、清国をして朝鮮の独立を確認せしめ、且つ朝鮮の内政に干渉せざる永久の担保として、旅順口及大連湾を日本に割与せしむること。
- 二、清国をして軍費を日本に償還せしむる事。
- 三、清国は其歐洲各國と締結せる現行条約を基礎とし、日本と新条約を締結すべき事。

## 下関講和談判（下）

既にして李鴻章は、創痍漸く快方に向いたりとて、我が講和条件の提示を求め來つた。因て我が方はこれが提示前予め協議の方法を定め置かんとし、四月一日春帆樓に第四回会議を開きたるが、当日の談判は陸奥全権と李經方との間に行われた。陸奥は凡そ講和条件議定の方法は、原案全部を一時に提出して綜合的に討議する、と、一条件宛提示して討議するとの二あり、当方は後者を以て簡便なりとし、これを採らんとすと述べたるに、李經方は前者の方、始めより全貌を知るを得べければ、この方法に依られんことを主張した。陸奥は然らばその意に応ぜんも、講和条件を提出する以上は、漫に時日を遷延するを許さず、必ず三四日以内に会議を開くを要する旨を述べしに、李經方はその点に就ては一応李鴻章の意を確むべしと答え、これにて会談は了つた。

尋いで李鴻章より該條約提案を接手したる後ち、四日以内に何分の挨拶に及ぶべき旨通牒ありしかば、陸奥は公と協議の上、外務書記官井上勝之助、外務大臣秘書官中田敬義をして、引接寺に李鴻章を訪うて講和条約案を手交せしめた。その要点左の如し。

\*  
一、清國に於て朝鮮の完全無欠なる独立國たることを確認する事。

一、清國は左記の土地を日本国に割与する事。

(甲) 奉天省南部の地。但し鴨緑江口より三叉子に至り、三叉子より北の方榆樹底下に亘り、同所より正西

### 三国干渉

当時強大を自負せる清国をして戦い敗れて忽ち和を請わしめ、遂に台灣、澎湖列島、遼東半島の割譲、償金二億両（約三億円）の支払を約せしめたる日清講和条約の成立は、赫々たる大勝の榮誉を確保せるものとして、こうじく國人民の欣喜雀躍措く能わざる所であった。然るに、条約調印後僅かに數日を出でざるに、全國民をして歎喜の絶頂より一朝にして憤懣の逆境に顛落せしめたる、所謂三国干渉事件が突発した。即ち明治二十八年四月二十三日〔<sup>18</sup>〕9・5外務次官林董を訪い、各々本国政府より訓令を受けたりとて、日清講和条約中、遼東半島割地の一条に対し抗議を提出した。その時露国公使の口上書は實に左の如くにして、独仏兩国公使の提出せるものも、その趣旨は全く同様であつた。

\*露国皇帝陛下の政府は、日本国より清国に向て要求したる講和条件を査閱するに、遼東半島を日本にて所有することは、啻ただに常に清国首府を危うするの恐あるのみならず、是と同時に朝鮮国の独立を有名無実と為すものにして、右は将来極東永久の平和に対し障害を与うるものと認む。因て露国政府は、日本国皇帝陛下の政府に向て重ねて其の誠実なる友誼を表せむが為め、茲に日本国政府に勧告するに遼東半島を確然領有することを抛棄すべきことを以てす。

日清戦後の情勢

## 台灣平定と朝鮮問題

日清講和条約に因り我が領有に帰したる地方の中、遼東半島は三国干渉の結果としてこれを還附したるも、台灣及び澎湖列島は、本條約通り清国より割譲を受くることとなりしかば、公はその処置に就き左の通り立案し、これを閣議に謀り、その賛同を得た。

批准交換の上は両国互に大員を台灣に派出し、実地に就て同島引渡しを為す筈に付、清国よりは現在の台灣總督に引渡の命を下すべし。日本よりは新に總督を命ぜられ、此任は樺山海軍中將に被仰付度こと。

樺山は、批准交換の何時にも差支なき旨清国より知照あり次第、電報にて一応呼返すこと。

台灣受取後には、一師団の兵及び相当の軍艦を派遣し、樺山の命に従て進退せしむること。  
批准交換の上、直に両国より委員を派出し、奉天省の疆域を決定せしむるの約なるを以て、予め其委員を選定すること。

澎湖島派遣の海軍を呼返す哉否やのこと。

八重山艦を留置、批准交換全權使臣を護送すること。  
臣民に勅諭を発せらること。

## 内外政情の推移と内閣更迭

明治二十九年〔1896〕二月十一日朝鮮国王が露国公使館に播遷せし以来、露国の勢力益々旺盛となり、韓廷は殆ど駐韓國公使の頤使の儘に動くの変態を来すに至りしかば、公は痛くこれを憂慮し、我が国は朝鮮に対し、少くとも露国と対等の地位を維持せざるべからずとし、この方針を以て、適當の措置を執るよう駐韓公使小村寿太郎に訓令する所あつた。因て同公使は駐韓露国公使ウエバーと折衝を重ねたる上、同年五月十四日に至り覚書を作り、第一、日露両国代表者は速かに国王の還宮に斡旋すること、第二、寛大温和の人物を閣臣に任命して善政を施すよう日露両国代表者より国王に勧告すること、第三、釜山京城間の日本電信線保護兵三箇中隊を撤回し、これに代うるに二百名以内の憲兵を以てし、将来安寧秩序の回復する時はこれをも撤回することと、第四、日本は自國居留民を保護する為め京城及び各開港場に四箇中隊を置き、暴徒襲撃の虞なき時に至り漸次これを撤回することとし、露国もその公使館及び領事館保護の為め日本兵の員数を超過せざる衛兵を置き、国情静謐に帰し次第これを撤回すること等を約定した。

これより先き、露国皇帝ニコラス二世は、この年五月二十六日を以て戴冠式を行うこととなりしかば、我が皇室より御名代として伏見宮貞愛親王を差遣せらることに御治定あり、政府は別に特命全権大使を簡派し、この機会に於て、露国当局と折衝し、国交の調整を図らしむることに決した。この時予ねて海外行を望み居りし公は、自ら進んでその任に当らんとして閣員に謀つた。然るに陸奥外相を始め閣員等は今や戦後經營の施設

## 英皇即位六十年祝典参列

明治三十年〔一八九七〕四月下旬、有栖川宮威仁親王は、英國女皇ヴィクトリア即位六十年祝典参列の為め、天皇御名代として同國差遣の勅命を拝せらるるや、我が國第一流の人物を帶同せんとの思召にて、公を随行員に加えられた旨當時京都御駐輦中の天皇に電信を以て奏請せられた。この時天皇は公の遠く帝都を離るるを欲し給わざりしものの如く、容易に御聽許あらせられざりしが、親王は御出発の途次、特に自ら京都に赴かせられ、天顏に咫尺して更に懇請せられしかば、五月四日に至り終に公に威仁親王隨行を仰付けらることとなつた。

ここに於て、親王は特に式部官木戸孝正を同地より東京に遣わし、仏國巴里<sup>パリ</sup>にて親王に隨従すべき旨を公に伝えしめられた。因て公は五月七日出發、米國を経て六月六日巴里に到り、それより親王に随つて英國に赴いた。

同月二十一日英國皇帝即位六十年祝典第一日には、威仁親王は公を従え、バッキンガム宮殿に参入、ヴィクトリア女皇に謁見、同夜は公式晩餐会に参列、二十二日セントポール寺院に於ける大典に参列、引続きバッキンガム宮殿に於ける昼餐及び晚餐の招待を受けられ、二十三日英國皇族を歴訪、その夜英國帝室の観劇に列席、越えて二十六日ボーッマス軍港外スピット・ヘッドに於ける観艦式に参列、二十八日バッキンガム宮殿に於ける園遊会に出席せられた。これにて祝典の儀式は全く終りしかば、親王は公以下の隨員と共に巴里<sup>パリ</sup>に赴かれ、

## 清國行

明治三十一年〔一八九八〕六月三十日大隈内閣成立するに及び、公は漸く閑地に就くを得しかば、この機会に清國に漫遊し、親しく同國の情勢を視察せんと欲し、七月十五日参内、御暇を乞い奉り、爾來大磯に在つて出發の準備を整えつゝあつた。當時清国内外の情勢は頗る混沌たるものあり、これを内にしては、急進派の康有為一派は光緒皇帝を擁して改革を行わんとし、西太后は李鴻章以下の守旧派を率いてこれを抑圧せんとし、何時変乱の勃発するやも知るべからざる状あり、外は、露、仏、英、獨各国、相競うて清國に於ける利權の獲得に努め、税関収入、釐金、塩稅を担保として巨額の借款を強制し、又相前後して膠州灣、旅順口及び大連灣、廣州湾、威海衛等を租借し、殊に露國の如きは露清密約を結び、東清鐵道を敷設して、滿洲に於ける政治的、軍事的及び經濟的發展の地歩を作り、清國の要地は、殆ど列強の勢力範囲に分割せられた。

公はかかる隣邦の窮状を見て、頗る憂慮に堪えず、いわゆる唇亡びて齒寒しの感を為した。さればその清國行を思い立ちたるは、単に汗漫の遊に耽らんとするにあらず、実状を検討して後圖に資せんとするにありしかば、その旅行も極めて質素を旨とし、隨員は支那語通訳檜原陳政、英語に精通せる頭本元貞、詩人森泰次郎（槐南）、従者時岡茂弘等數人に過ぎなかつた。

公は、二十六日愈々大磯を発し、京摶地方を経て八月十六日神戸出帆、十八日長崎着、十九日同地発、二十二日韓國仁川に到り、二十五日京城に入り、同國皇帝始め官民より懇篤なる款待を受け、九月八日仁川出帆、

## 北清事変と公の忠言

明治三十三年〔一九〇〇〕四五月の交に至り、清国の山東省に義和團と称する匪徒起り、外人驅逐と洋教排斥とを標榜し、到る所に掠奪殺傷を恣にしたるが、当時の清廷は啻ただにこれを鎮圧せんとせざるのみならず、反てその排外運動を煽揚するの状あり。官兵にしてこれに合流するもの亦少からざりしかば、その勢益々猖獗を極め、遂に首府北京に迫りて、独逸公使ドイツケットラー及び我が公使館書記生杉山彬を殺害し、次いで各国公使館を包囲して、これに砲撃を加うるが如き暴動を逞うした。

当時太沽に碇泊せる日、英、米、独、露、仏、奥、伊諸国艦隊の司令官等は、聯合軍を編成し、六月中旬先ず大沽砲台を占領し、次いで英國提督シーモア列国陸戦隊約一千名を率いて北京各国公使館の救護に向わんとしたるも、途に優勢なる匪徒の邀撃に遭い、一步も進む能わざりしかば、北京との聯絡全く絶え、同地に於ける各國官民の安危殆ど測り知るべからざる状態となつた。

ここに於て、我が政府は、取敢えず陸軍少将福島安正をして歩兵三箇大隊及び騎、砲、工、輜重の各兵より成る臨時混成部隊を率いて渡清せしむることに決し、山県首相は、六月十六日特に桂陸相及び青木外相をして、前夜大磯より出京したる公に右等の情勢を報告せしめたる上、尙お左の書を公に寄せ、不日親しく公と協議すべき旨を告げた。

## 日英同盟と公の欧米行

露国は曩に極東経略の爪牙を露わし、日清講和の際独仏両国を誘い、我が国の遼東半島領有を妨げたる上、自ら旅順、大連を租借經營せしのみならず、北清事変の起るや、これを奇貨とし、名を東清鉄道の保護に藉り、満洲に多数の軍隊を駐屯せしめ、明治三十三四年〔1900～1901〕の交に及び、その余威延いて韓国の国境をも脅かすに至りしかば、我が国は屢々清国に警告を与え、又露国に抗議を発したるも、竟に何等の効果をも見るに至らなかつた。

この情勢の下に於て、我が國の執るべき外交方針は、露国と協商し、これをして韓国に於ける日本の優越権を確認せしむるか、將た英國と提携して露国に対抗するか、二者その一を択ぶに在つた。かくて朝野の輿論も期せずして親露、親英の二潮流に分れたるが、公及び井上馨等は前者に傾き、桂首相、山県有朋等は後者に出づるを可なりとした。公等の意見は、露国と事を構うるも、当時の軍備を以てしては勝算なきが故に、暫く協商に依りてその銳鋒を避け、他日国力の充実せる機会を待つに如かず、況んや英國が果して我が国との同盟に応ずるや否や、頗る疑うべきものあるに於てをやというに在つた。然るに、桂等は、露国の野心は協商に依りて到底抑え得べきにあらず、故に先ず日英同盟の交渉を進め、成功せばこれに依つて露国を牽制し、已むを得ずんば干戈に訴うるも辞せずとの覚悟を定めたのであつた。

これより先き、公が政友会を率いて四たび内閣を組織してより間もなく、駐英公使林董より、駐英獨国代理

## 第三次枢密院議長

我が國に於て朝野挙つて露國の極東侵略の野心を疑惧しつつありし際、突然露國陸軍大臣クロパトキン（Alexey Kuropatkin）は我が國に來遊し、明治三十六年〔一九〇三〕六月十二日東京に入り、天皇に拝謁したる後の、約一週間滯在、桂首相、小村外相、寺内陸相等と會見し、滿洲問題に関して意見を交換したるが、その目的は我が国情を探らんとするに在るもの如くであつた。

我が政府は大いに警戒する所あり、桂首相は小村外相と謀り、露國の行動は最早拱手傍観を許さざる程度に達せるに鑑み、さへに京都無隣庵にて申合せたる方針に基き、露國に対し談判を開始することに決し、十七日公を大磯に訪い、交渉に関する覚書を示して公の意見を問うた。公は對露談判を為すに就ては、予一己の意見に依らず、先ず以て閣員元老相一致して確乎不動の大方針を確定するを要す、因てこの目的を以て御前會議を奏請しては如何と注意した。桂首相は、これを然りとし、二十日參内、對露根本方針に就き聖斷を仰ぐため、御前會議を奏請したるに、直ちに御裁可あり、二十三日を以て公並に閣員及び諸元老を宮中に召させられ、御陪食を仰付けらるる旨御沙汰あらせられた。

かくて当日に至り、公を始め山県、大山、松方、井上の五元老及び桂首相、小村外相、寺内陸相、山本海相の四大臣、宮中に參集、御前に於て協議を遂げたる結果、左の通り対露談判の方針を決定して御裁可を得た。

## 対露談判と国交断絶

明治三十六年〔1903〕六七月の交、愈々対露関係の切迫せる難局に際し、公は枢密院議長となり、同時に山県及び松方も枢密院に入り、相共に内閣を援助することとなりしが、閣員にも更迭あり、内海内相、菊池文相、芳川通相、平田農相共に辞職し、児玉台灣総督は内、文兩相を、曾禰蔵相は通相を、清浦法相は農相を夫々兼任し、右三相は更に行政整理委員となり、議会に公約せる行政、財政の整理を断行し、他方寺内陸相、山本海相は各々銳意軍備の充実に努め、ここに内政上に於ては全く後顧の憂なきに至りしかば、桂首相は小村外相と共に、諸元老支援の下に愈々積極的に対露談判を進行することとなつた。

かくて政府は七月二十八日駐露公使栗野慎一郎に訓令し、満韓問題を根本的に解決するため、露都に於て交渉を開かんことを露国政府に照会せしめ、同政府に於てこれに同意するや、八月十二日を以て左の協約案を提示出した。

\*第一条 清韓両帝国の独立及領土保全を尊重すること、並に該両国に於ける各国の商工業の為め機会均等の主義を保持すべきことを相互に約すること。

第二条 露国は韓国に於ける日本の優勢なる利益を承認し、日本は満洲に於ける鉄道經營に就き、露国の特殊なる利益を承認し、併せて本協約第一条规定の下に、右劃定せられたる両国各自の利益を保護するが為た

## 遣韓特派大使拝命

明治三十七年〔一九〇四〕一月四日御前会議に於て対露開戦の聖断降るや、公はその夕、枢密院議長官舎に貴族院議員金子堅太郎を招き、米国行を委嘱し、米国を我れに有利に導く方途に就き大要左の通り説示した。

当時英國は我が同盟国にして、又仏國は露國の同盟國たり、独り公平の態度を持して世界に重きを為すものは米國なり。今我にして露國の強大に當り最後の勝を制せんとせば、單に國民の協力一致と皇軍の奮闘とを以て足れりとせず、宜しく世界の輿論を善導し、併せて軍費調達の便をも図らざるべからず。これが為めには、第一米國をして善く我が正義の主張を知らしめ、その声援を得るの要あり。

而して足下は曾て永く米國に留学してその国情を詳悉し、殊に大統領セオドール・ローズベルトとはハーヴィアード大学に於ける同窓の好ありと聞く。因て我が國の真意を米國の上下に訴えてその支援を求めるとするには、他に足下に勝る適材なるべし。予は今日の御前会議に於ても、予めこの事に言及し、一同の賛成を得置きたり。

金子は、事の余りに唐突なるに驚き、先ず米露両国の親密なる歴史的関係を述べ、自分の微力なほに依りては、米国の友情を日本側に傾けしむるは至難なりとて一応辞退したるが、公よりこの戦争たるや、固より勝算ある

## 日露講和談判と公の斡旋

開戦以来日本が陸に海に連勝し、殊に奉天及び日本海に於て圧倒的大捷を奏するに及び、歐米列国中には、この上の戦争継続を無意義なりと認め、交戦両国に対し停戦講和を勧告するものあり。而して露国に於ては、敗戦の影響として人心に多大の動搖を來し、殊に共産主義者がこの機に乗じて革命を企てんとする兆ありしを以て、密かに講和を切望しつつあった。

かくて桂首相は、講和の時機既に熟せるを見て、從来我が国に對し特に最も深き同情を表し來れる米国大統領セオドール・ローズベルトをして仲介の衝に當たらしむるを便宜とし、閣僚と協議を遂げたる上、明治三十八年〔一九〇五〕五月三十日公を訪いその意を告げたるに、公は、<sup>予ねて</sup>米國在留の金子堅太郎より詳細の情報に接し居りしことて、即刻これに賛成した。因て政府は翌三十一日駐米公使高平小五郎に打電し、ローズベルト大統領に対し、日本は露軍を極東より擊退し、既に戦争の目的を達したるを以て、若し露国にして講和を希望するに於ては、我が國に於ても適當の条件を以て、これに応ずるの用意あり、仲介の労を取らるれば幸甚なる旨を申入れしめた。

ローズベルト大統領は、<sup>予ねて</sup>日露両国調停の意ありしことて、直ちにこれを承諾し、駐米露国大使カシニー、駐露米國大使マイヤーを通じて露国皇帝に講和を勧告したるに、露帝はこの時<sup>ドイツ</sup>逸皇帝よりも講和を慾通せる宸翰に接し居りしかば、遂に意を決してこれに応ずべき旨を答えた。

韓  
國  
の  
監  
理

## 日韓協約の締結

明治三十八年〔一九〇五〕九月五日、ポーツマスに於て日露講和条約の調印せらるるや、特命全権委員外務大臣小村寿太郎は直ちに帰朝の途に就き、ニューヨークに到りし時、俄かに大患に罹り、加療の為め一時滞留せしが、疾を力めて同地を出発し、十月二日ヴァンクーバー出帆の「エムプレス・オヴ・インディア」号に搭乗、同月十六日を以て帰朝した。小村は、講和条約の結果として、韓国は事実上我が主権範囲に歸し、南満洲は我が勢力範囲となれるに鑑み、予め満韓経営の綱領を定め、韓国を我が國の保護下に置き、統監を駐在せしむる計画を立てて居つた。當時偶々東京に來りし駐韓公使林權助は、小村外相を横浜に出迎え、韓国措置方に就き質す所ありしに、小村は同国には新たに統監を置き、保護制度を施かんとする趣旨を語り、尚おこれより直ちに参内復命の上、明日御前會議に於て、この事の決裁を仰がんとする意向を告げ、再会を約して入京した。

十七日の御前會議に於て、日露講和条約の規定を実施する順序として、先ず清国をして我が満洲経営の方針を承認せしめ、又韓国を我が保護の下に置く為めに、夫々協約を締結する方針が決定せられ、この二つの重大任務を遂行する当事者の人選に就ては追て勅裁を仰ぐこととなつた。

この会議後、小村外相は林公使を招き、右の経過を告げたる上、自分の希望としては、韓国保護条約の締結には伊藤侯を煩わさんと思うが如何と諮り、林がこれに満腔の贊意を表するや、然らば今より伊藤侯を訪わん、貴下も同行せよとて、それより相携えて、公を大磯に訪い、兩人交々その意見を披瀝したるに、公は既に胸中

成竹ありしものの如く、自分は支那か朝鮮か孰れかに行くことにならんと思い居りたれば、小村外相にして支那に赴くに於ては、自分は欣んで朝鮮の方を引受くべし、尤も条約締結の交渉には、朝鮮の事情に精通せる林公使の手腕に待たざるべからず、自分は唯々特派大使として韓廷に対する聖旨の徹底に勵めんとすと答えしかば、兩人とも深く満足の意を表し、尚お林は直ちに帰任して準備に着手し、時機を計りて公の来韓を請うべき旨を述べて辞去し、小村外相は帰京後直ちにこの趣を桂首相に報告した。

二十三日に至り、東京湾に於て海軍凱旋大観艦式の挙行あり、天皇は皇太子を随え横浜に行幸あらせられ、御召艦浅間に乗御、帝国海軍の威容を親閲し給うた。時に公も桂首相等と共に陪觀の榮を荷いたるが、折りしも桂は公に向い、清韓に対する計画に就き、更に公と山県との諒解を得たきものあり、來二十五日特に小村外相を大磯に遣わす筈に付、山県侯と共に御聞取ありたしと請い、尚お公より右の趣を同侯へ伝達するよう依頼した。公はこれを諾し、翌日左の通り山県に通知した。

一昨夜は辱光臨、一家の私宴一段の光輝を添加仕候。妻児等の喜悦不啻、席上頗る極雜沓、欠敬而已、不惡御諒恕可被下候。昨日二時の汽車にて出浜、海軍観艦式に參会仕候処、至尊の親臨、都て壯觀を極め、天氣も可なり、寸毫の霧氣を不浮、一望澄景の中に天覽相済、海軍一同大満足に見請申候。桂に邂逅仕候処、明日は小村を大磯へ差出候に付、対清韓の経画、老台と同席にて聞取吳候様との事に付、承置候間、來磯の上は、尊庵弊屋いづれにとも御都合に任せ会合可仕、予め達貴聞置候。早々拝具、頓首。

十月念四

含雪元帥閣下

二十五日小村外相は、大磯に抵りて公と山県とに会し、政府の決定せる滿韓經營の大綱を陳述し、不日自ら

博文

北京に赴き清国政府と交渉すべき旨を告げ、更に公に向い、林駐韓公使の電報に拠れば、公を迎るべき時機既に熟したる趣なれば、速かに渡韓の用意ありたしと述べた。公も山県も、固より政府の計画に異存なき旨を答え、殊に公は勅命とあらば、何時にも指定の任務に就く覚悟ある旨を告げた。

天皇は十一月二日特に公を召させられ、韓國皇室御慰問の思召を以て特派大使として韓國へ差遣わざる旨御沙汰あり、尚お同日小村外相も特派全權大使として清国へ差遣わざる旨仰出された。

かくて公は枢密院書記官長都筑馨六、陸軍少将村田惇以下隨員と共に、五日出發、十日京城に<sup>いた</sup>抵り、十一日韓皇に謁見、御親書を奉呈し、日韓両国の関係は日露講和の成立後、一層親密を加うべき事情を言上し、尚お十五日再び謁見日韓協約案を内覽に供したる上、韓國保護の目的を全うする為め、我が國に於て爾後韓國の外交事務を担任すべき理由を具陳し、更に御下間に奉答したるが、その大要左の如し。

大使 博文は茲<sup>（ハシ）</sup>に我天皇陛下の勅旨を奉じて使命の大体を陳奏せんとす。抑々去る十八年天津に赴き、清國政府と韓國の地位を決定するに當つて、李鴻章は韓國虛名の属國を改めて名実具体の属國に引直さんことを主張せり。現に其証拠は當時袁世凱が大兵を按じて京城に臨み居りたる一事に徴して余あり。外臣以為らく、若夫清國をして其主張の如く韓國を純然たる属邦として彼に歸せしめんか、其前途終に露の為めに併合せらるるの虞なき能わず。故に我是絶対に之を拒絶し、貴國の独立を堅持して之を貫き、終に彼をして其非望を遂げしめず。二十七年〔一八九四〕に及んで東學黨の擾亂を利用し、彼大兵を貴國に派するや、茲<sup>（ハシ）</sup>に日清両国の戦闘となり、清の敗衄後、馬閔の講和条約成るや、我は韓國百年の計を按じ、遼東の地を清より一旦割譲せしめたるも、露國は之に故障を挟み、他二国を率いて所謂三国干渉を試み、終に我をして遼東の占有を撤せしめたり。爾來露の態度は漸く其欲望を増進し、西伯利亞鐵道を延長して旅順に達せしめ、軍港を旅順に經營し、遙に浦壠斯德<sup>（ラジオストク）</sup>と呼応して海上権を制し、陸上亦鉄道を連結する等其為す所、明

かに韓半島を海陸包囲の中に掌握し、其併呑の実全く備わるを見る。誰か貴國の為めに寒心せざらんや。  
亦實に東洋安危の繋る所、即是れ我日本が人命を賭し、巨億の財を擲つも顧みず、戈を執て起ちたる所以にして、而して今や其戰勝の結果、貴國の領土を保全したるは事実の示す所、亦天下公論の均しく認むる所なり。其間貴國に於て偶々我が措置に対し、多少の苦痛又多少の不満ありとするも、そは免かれざる所以して、蓋しこれの心労を察し、之を忍ばるに於て、毫も過當と認むるを得ず。夫れ韓國の領土は因て以て全きを得たり、東洋平和は今や克復せられたり。雖然尚お進で平和を恒久に維持し、東亞将来の滋端を杜絶せむが為めには、兩帝國間の結合を一層鞏固ならしめること極めて緊要なりと認められたる我天皇陛下は、特に博文を派し陛下に接近して其要件を親しく伝えしめる。其方法に至ては政府に命じて之を確立せしめらるる所あり、即ち貴國に於ける對外關係、所謂外交を貴國政府の委任を受け、我政府自ら代つて之を行うにあり。其内政即ち自治の要件に至ては、依然として陛下御親裁の下に陛下の政府之を行うて少しも従前と異なる所を見ず。是れ第一東洋の禍亂を根絶し、第二貴皇室の安寧と尊嚴とを堅実に保持し、第三國民の幸福を増進せむとの善意的大義に基く所以なるを以て、陛下は宇内の趨勢を察し、國家民人の利害に顧み、直に之に御同意を与えられることを望む。

韓皇 僉齋もとらす所使命の趣を諒とす。又貴国皇帝陛下が我国に對せらるる終始御軫念の厚きに想到し深く感謝す。乍去さうながら對外關係委任の一事、敢て之を絶対に拒否するに非ずと雖も、要は只だ其形式を存し、内容の如きに至ては如何に協定せらるるにせよ、断じて異議なき所なり。

大使 形式とは如何なる意味なるや。韓皇は使臣往来の事例の如き是なりと曰わる 凡そ外交には形式内容の區別あるものに非ず。貴國の外交にして依然現状を維持せむか、領土に關する國際關係等其他錯雜なる滋端を惹起し、再び東洋禍乱の基なを為すを免かれず。是極めて危險にして我国の忍ぶべからざる所、故に此機に於て日本は断じて貴國の外交を代つて処弁するの必要を認め、事此に至りしものにして、已往の事歴に鑑み多方考

慮の末に出づ。今や牢として此断案は動かすべからざるものなり。博文今其の写を携う、茲に先づ之を陛下の御内覽に供せん。而して其の締結に必要な条件は、我代表者をして公式を履むで、貴国当局に交渉せしむべし。此等の事博文の任務にあらずして、一に外交官の権能に属し、已に林公使は之が為め帝国政府の必要なる訓令を帶有し居れり。

韓皇 条約案を閲読せられたる上、朕が卿に依頼する所は我臣僚以上にして、常に眷々の念に堪えず。時に使者を派し或は信書を贈る等、卿が輔弼に俟たんとするもの鮮からず。然るに今其使命の基く所、所謂外交委任の事の如き、其形式をも存せずとせば、必竟オーストリアハンガリー 境内利亜牙利の関係と等しく、若くは最劣等国、例せば彼の列國が阿弗利加アフリカ 対すると同一の地位に立つの感なきか。

大使 博文夙に陛下の殊遇を辱す。故に此次亦貴皇室並に国家の為め謀つて忠実なるもの、敢て陛下を欺き我国の為め利益を唯々是れ計らむとするものに非ず。而して奥匈關係の如き已に匈牙利ハンガリー に皇帝なるものなし、而して奥匈併せて之を主宰す。日韓兩帝國が各々其君主を有し、其独立を維持するものと日を同じて語るべからず。將又阿弗利加アフリカ 至ては、殆ど独立国として生存する国あることなし。是等を以て日韓關係の上に引用せられむとするが如きは、妄想も亦甚しきものにして、比較當を失するの極に非ずや。夫れ日韓の關係は前に詳述したるが如く、唯々一に東洋禍乱の根柢を杜絶せんとの趣意より、帝國政府は貴國の委任を受け、外交を担任するに在りて、其他一切の国政に至ては、勿論貴政府の自治に放任するが故に、何等國体上に異動を生ずるものに非ず。其辺の利害を篤と御了解相成る事肝要なり。

韓皇 日本政府の意思のある所及卿の忠言取て之を諒とせざるにあらずと雖も、要するに其内容の關係は如何様に規定せらるるも辞する所にあらず、唯々其形式の幾分を存する事に付ては、卿の斡旋尽力に待たんとす。卿充分考慮を加え、朕が切実なる希望を貴皇室及政府に致さば、多少変通を見るを得べき乎。

大使 本案は帝國政府が種々考慮を重ね、最早寸毫も変通の余地なき確定案にして、曩さきに成立したる講和条

約の初項に宣言し、尚お進で貴国の国境に於ける兵備の規定、及露国人の貴国に在るものとの取扱振に迄立  
入て協定したる程なれば、其講和の目的の上に顧みるも、重きを為すものにして、断じて動かす能わざる  
帝国政府の確定議なれば、今日の要は唯々陛下の御決心如何に存す。之を御承諾あるとも又或は御拒みあ  
るとも御勝手たりと雖も、若し御拒み相成らんか、其結果は果して那辺に達すべきか、蓋し對外關係上貴  
國の地位は将来非常に困難なる境遇に陥り、一層不利益を來すことを覺悟せられざるべからず。

韓皇 朕と雖も豈其理を知らざらんや。雖然事重大に屬す、朕今自ら之を裁決することを得ず。朕が政  
府臣僚に諮詢し、又一般人民の意向をも察するの要あり。

大使 陛下が政府臣僚に諮詢せらるるは御尤にして、外臣も亦敢て今日に御決裁を乞わんとの意にはあらず。  
乍去一般人民の意向を察する云々の御沙汰に至ては奇怪千万と存す。何となれば貴国は憲法政治にあら  
ず、万機總て陛下の御親裁に決すと云う所謂君主專制國にあらずや。而して人民意向云々とあるも、定め  
て是れ人民を煽動し、日本の提案に反抗を試みんとの御思召と推せらる。是れ容易ならざる責任を陛下自  
ら執らせらるるに至らんことを恐る。何となれば貴国人民の幼稚なる、固より外交の事に暗く、世界の大  
勢を知るの道理なし。果して然らば唯々之をして徒らに日本に反対せしめんとするに過ぎず。昨今儒生輩  
を煽動して上疏建白を為し、秘密に反対運動を為さしめつつありとの事は、疾く我軍隊の探知したる所な  
り。

韓皇 否々決して左様なる意味にあらず。韓皇は頗る狼狽の御模様にて又敢て直接民論を聞かんとの意にあらず。

大使 陛下内閣臣僚に御諮詢相成り、政府の議を尽しめらるるは勿論の事なるも、大体に於て日本政府の  
提案は、時局大勢の上に於て之に同意を与うるを以て適當なりとの聖旨を明に閣臣に示し、閣臣をして聖  
にも亦諮詢せむとの意に過ぎず。

大使 陛下内閣臣僚に御諮詢相成り、政府の議を尽しめらるるは勿論の事なるも、大体に於て日本政府の  
提案は、時局大勢の上に於て之に同意を与うるを以て適當なりとの聖旨を明に閣臣に示し、閣臣をして聖

## 統監就任と韓国施政改善

曩に韓國保護に関する協約の成るや、政府はその条項を実施すべき機関として、韓國に統監府を新設することとし、十二月二十日左の官制を制定した。

\*第一条 韓国京城に統監府を置く

第二条 統監府に統監を置く

統監は親任とす

統監は天皇に直隸し外交に関しては外務大臣に由り内閣總理大臣を經其の他の事務に関しては内閣總理大臣を経て上奏を為し及制可を受く

第三条 統監は韓國に於て帝国政府を代表し帝国駐劄外國代表者を經由するものを除くの外韓國に於ける

外國領事館及外國人に關する事務を統轄し併せて韓國の施政事務にして外國人に関係あるものを監督す

統監は條約に基き韓國に於て帝国官憲及公署の施行すべき諸般の政務を監督し其の他從來帝国官憲に属したる一切の監督事務を施行す

第四条 統監は韓國の安寧秩序を保持する為必要と認むるときは韓國守備軍の司令官に対し兵力の使用を命ずることを得

## 海牙密使事件と韓皇讓位

明治四十年〔一九〇七〕一月公の東京滯在中、京城に於ける英國人ベセルの經營に係る新聞紙上に、韓皇が外国元首に送れる親翰が発表せられ、内外人の耳目を聳動した。同人は大韓毎日申報（韓文）及びコリア・デイリーニュース（英文）を刊行し居りしが、同月十六日発行の韓文紙上に、日韓協約締結後、韓皇が露、独、米、仏四国元首に送りたる左の意味の親翰を掲載した。

思わざりき、時局大変、強隣の侵逼日に甚だしく、終に我外交の権を奪い、我自主の政を損ずるに至る。朕及び拳國臣民憤懣鬱悒して天に叫び地に泣かざるなし。願わくは、交好の誼及び扶弱の義を垂念し、広く各友邦に議し、法を設けて我独立の國勢を保ち、朕及び全国の臣民をして恩を含みて万世にその徳を頌せしめられんことを切に祈る。

韓国政府は、右の親翰は偽造なりとして、同月二十一日の官報を以てこれを否認したるも、ベセルは確かな筋より入手したものなれば、眞物に相違なしと主張し、御璽のある原本の写真版をも掲げた。

既にして公は三月十一日大磯を發し、二十日京城に帰任し、韓皇に謁見したるに、韓皇は倉皇として自ら大韓毎日申報所載の報道に言及し、これ全く無根の流説なりと弁疏せられた。因て公は韓皇にして自らこの事實

## 東宮御渡韓と韓太子来朝

明治四十年〔一九〇七〕七月日韓新協約成るや、公はこれを機として、韓国王世子英親王をして我が國に於て日本新の教育を受けしめ、以て将来両国永遠の親和に資せんと欲し、八月上旬一時帰朝するに先だち、韓皇に謁してこの意を言上し、御内諾を得しかば、公は帰朝復命の際、この趣を併せて奏上したるに、天皇は頗る御満足に思召され、御嘉納あらせられた。

公は、韓国王世子を我が國に迎うるに先だち、我が東宮の韓国行啓を仰ぎ、韓国統治の実況を御覽に供せんと欲し、九月十六日参内、この事を内奏したるに、當時韓国に於て頑民の排日暴動未だ全く終熄せざるより、天皇やや御難色あらせられしが、公が身命を賭して護衛し奉らんとの赤誠を披瀝して奏請するに及び、遂に威仁親王（有栖川宮）をして同行せしむべしとの御内意を漏らし給うた。因て公は威仁親王並に同妃両殿下に謁し、日韓国交の為め御渡韓の必要なる事情を申上げたるに、親王は勅命とあらば何事たりとも御請すべしと仰せあり、公は言葉を改め、韓国の現状にては、何時爆弾の飛び来るやも測り難し、その際は、博文先ず殿下に先だちて斃るべく、殿下もその御覺悟ありたしと述べ、更に妃殿下に向い、若し宮殿下に万一の事ありとも、これ天命と思召されたしと申上げたるに、妃殿下は、宮殿の御身に如何ようの事ありとも、皇室の為め國家の為めたたかとあらば、少しも恨みには思はずとの御言葉あり、公は大いに感激し、それより直ちに参内委曲奏聞する所あつた。かくて東宮は御見学のたたかため、威仁親王と共に韓国に行啓せらることとなつた。

## 韓国内政の刷新

我が東宮の御渡韓並に韓国王世子の御来朝に就き、公は周旋奔走到らざる所なかりしが、その間及びその後に於ても、韓国内政の刷新を図る為め、絶えず献替する所あり。韓皇も深く公の籌画に信頼せられ、公が王世子を伴い一時帰朝せんとするに先だち、その献言に依り、明治四十年〔一九〇七〕十一月十八日左の趣旨の詔勅を下し、韓国官民の嚮うべき方途を諭示せられた。

- \* 一、上下一心君臣相孚し、大に開国進取の大計を定む。
- 一、農桑を勧め商工を奨め國富を開発し、立國の基礎を鞏固にす。
- 一、紀綱を振瀟し積弊を矯救し、以て中興の偉業を昌にし、開國の宏謨に副う。
- 一、内政を改善し以て臣民の幸福を進め、司法制度を確定し以て冤枉えんおうなからしむ。
- 一、広く人材を求め、適所に登庸す。
- 一、教育は其華を捨て実を求める、以て需用を國家緊要の途に開く。

公はこれを機として一般政務を改善せんとし、韓国政府をして先づ宮内府官制を始め、中央及び地方の各官衙の官制を改正若くは制定せしめた。今これ等諸官制の改革中主要なるものを挙ぐれば、從來宮内府内に存在

## 韓皇南北巡幸陪從

明治四十一年〔一九〇八〕九月十六日、公は、井上馨の病氣小康を得たるを以て興津より大磯に歸りしが、それより更に屢々出京して、末松謙澄、岩倉具定等を督励して韓國王世子の修學順序等を定め、その輔導に万遺憾なきを期した。この時恰も東洋拓殖株式会社の設立あり、公はこの月二十四日桂首相官邸に於ける日韓両国人の創立委員会に臨み、東洋拓殖株式会社発起の由來より説き起し、その韓國資源の開發上に於ける同会社の大使命に就き訓示する所あつた。かくて公は十一月十四日大磯を發し関西地方を経て、同月二十五日京城に帰任した。

統監府開設以来既に三年、韓國政府も漸く公の誠意を会得するに至りたるも、頑冥なる人民中には未だ統監制度の本義を曉らざる者多く、騒擾絶ゆる時なく、<sup>ためた</sup>ために地方の疲弊、人民の困窮は益々甚しきものあり、ここに於て、公は、一は以て韓皇をして地方の実情を視察せしめ、一は以て民心の一新を期する<sup>ためた</sup>為め、韓皇の方巡幸を必要とし、明治四十二年〔一九〇九〕一月二日總理大臣李完用を招き、我が天皇の明治初年各地を巡幸し給<sup>また</sup>える例を引きて地方巡幸を慇懃し、且つ告ぐるに、この際韓皇にしてこれを容れさせらるるに於ては、自分も亦車駕に陪從して輔翼の任に當るを辞せざる旨を以てした。

李完用は、直ちにこの議に賛同して奏請する所あり。韓皇もこれを嘉納せられ、四日左の詔勅を發して巡幸の趣旨を公示し、且つ特に公が昨夏王世子の関西歷遊に奉仕したる勞を謝し、尚お今次公が車駕に陪從するこ

## 韓国併合の廟議

明治四十二年〔一九〇九〕一月十日、公は京城を発し、仁川より軍艦吾妻に搭じて帰朝の途に上り、十七日大磯に帰着せしが、韓国施政の改善並に韓皇南北巡幸に関する復命書整理の為め暫く滞在、二十四日参内、該復命書を奉呈して伏奏する所あり、種々御下間に奉答し、優渥なる勅語を拝した。翌二十五日公は更に韓國謝恩使宮内府大臣閔丙奭を伴うて参内したるに、天皇は同使節御引見、その齋らせし韓皇の親書を御受納あり、次いで公と共に御陪食を仰付けられた。

公は、韓皇の南北地方巡幸の際、微恙を推して陪從せし以来、健康兎角勝れざりしかば、帰朝復命の後ち暫く静養の御暇を願い、三月十一日大磯を発し、伊予の道後温泉に抵り、ここに滞留すること約二旬、その間祖先河野氏の遺跡を探りて頗る得る所あり、三十一日大磯に帰った。

これより先き、日韓両国の識者中に、両国併合の議を唱うる者漸く多きを加え、韓国に於ては李容九を首領とし宋秉畯を顧問とする一進会と、我が国に於ては頭山満、杉山茂丸、内田良平等の率いる黒竜会とが相呼応して合邦運動を起した。初め公は我が対韓策は飽くまで保護政策の完成を期するに在りとし、統監就任以来三年有余に亘り日夜孜々として韓国の扶掖提撕に勤めた。その結果既述の如く頗る実績の見るべきものありしが、韓国多年の弊竇は容易に芟除すべくもあらず、殊に頑冥不靈の徒は韓国保護の本義を解する能わざして、反日陰謀を企つる者その跡を絶たなかつた。公が内部大臣に推薦したる宋秉畯は、屢々公と会見し、保護制度が隔

## 韓国統監より枢密院議長に転任

既にして公は日韓併合を実現する為には、諸種の事情に鑑み、統監の職を副統監曾禰荒助に譲り、曾禰をしてその事に当らしむるを得策とし、この意を桂首相に告げ、五月下旬闕下に伏して辞表を奉呈した。然るに、天皇は併合の大事を成就するには寧ろ公の力に頼る可とすとの思召にて、同月二十五日これを却下し給うた。因て公は重ねて伏奏する所あり、再び辞表を上つり、桂首相亦公の為めに奏上する所あるに及び始めて允許あり、六月十四日公に左の優詔を賜うて統監の職を解かれて即日枢密院議長に任せられ、曾禰副統監は統監となり、山県桜密院議長は同院顧問官に転じた。

朕<sup>\*</sup>特に卿をして統監の任に膺らしむるや卿の忠誠練達なる克く草創の業を理め韓國扶植の基を固くし以て朕の倚信に副えり／其功績寔に偉大なりとす／今や卿の陳情を容納し統監の職を解くに方り朕は尚お深く卿の啓沃毗贊に頼るものあらんとす／卿夫れ之を体せよ

公辞任の報一たび韓国に伝わるや、韓皇は深く公を惜み、直ちに左の親電を寄せられた。

朕<sup>\*</sup>が親愛する貴公爵の統監を辞任せしを聞く／安んぞ哀惜に堪えん／今綱紀漸く張り万生將に堵に安ん

李王世子同伴東北地方北海道歷遊

公が統監辞任後事務引継を終えて韓国より帰りて後<sup>の</sup>ち間もなく、明治四十二年〔一九〇九〕七月二十六日、天皇は特に公を召させられ、韓國皇子殿下留学中輔育總裁を仰付くとの御沙汰を下し給うた。

時に王世子は暑中休暇中なりしかば、公は前年夏期の関西地方見学が頗る好果を挙げたるに鑑み、今夏は東北、北海道地方の見学を勧め、帰朝後の疲労未だ全く回復せざるにも拘らず、八月一日王世子を伴い巡遊の途に上り、同夜は水戸に一泊し、それより仙台、盛岡、青森、函館、小樽、札幌、室蘭、秋田、山形、福島を順次歴遊し、二十三日帰京したるが、この行到る処官民の盛大なる歓迎あり、その都度公は必ず一場の演説を試みしが、今その日程と演説の題目とを左に掲ぐ。

八月	一日	水戸	〔韓国皇太子留学の経緯と日韓の融和〕
同	三日	仙台	「國力の發展」
同	四日	盛岡	「日韓融合」
同	五日	青森	「憲法制定の経過と党争の弊」
同	六日	函館	「日韓の関係」
九日	七日	小樽	「日韓の融合と韓国皇太子の留学」
札幌	九日	札幌	「国威伸張に伴う責任の増加」

## 満洲行

曩に日韓併合の廟議確定するや、公は統監より枢密院議長に転任せしが、この国策を遂行するに当り、先ず韓国に接壤せる露清両国の完全なる諒解を得て、東洋平和の維持に資せんと欲し、夙夜苦心しつつあつた。

これより先き、南満洲鉄道株式会社總裁たりし後藤新平は、公が不世出の偉材と一世を圧倒する声望とを一身に備えながら、韓土の一小天地に躊躇するを惜み、公が世界の舞台に乗出して、當世の群雄と議論を上下し、以て対清対露の国交を調節せんことを希望し、屢々公に会して熱心に勧説する所あつた。既にして公が統監を辞したる後ち、明治四十二年〔一九〇九〕八月中王世子を伴い東北地方及び北海道の歴遊を終えて帰京せし時、公は當時遞信大臣たる後藤新平と向島の大倉喜八郎別邸に会し、曩に同人の勧告せし海外漫遊の時機到れることを告げたるに、後藤は公の外遊が関係列国をして我が國の真意を諒解せしむるに多大の効果あるべしとて、その決心を奨頌し、その歐洲行に先だち、東洋事務主管者にして現今露国に於て最大の勢力を有する藏相ココフツエフ（Kokovtsev）と会見し、極東問題殊に韓国の処理に就き、予め我が國の方針を暗示し置かれては如何と述べ、且つ公に於て同意せらるるに於ては、予めココフツエフと交渉協議すべき旨を述べ、公は若し同藏相にして同意せば、自分は欣んで会見すべき旨を答えた。因て後藤より駐露公使本野一郎を経てココフツエフと打合せることとなつた。

その結果、本野公使より、ココフツエフは十月下旬東清鉄道視察の名義を以て哈爾賓に赴き、伊藤公と会談

## 薨去

明治四十二年〔一九〇九〕十月二十六日午前九時、公は哈爾賓駅に到着した。ココフツエフ蔵相は、この月二十四日早くも同地に来りて公を待受けつつあり、公の乗車の到着するや、直ちにサロン車に入りて公を迎へ、初対面の挨拶を交わした。公の随員南満洲鉄道会社理事田中清二郎は仮蘭西語を以てその通訳に当つた。公はココフツエフに対し先ず左の通り挨拶を述べた。

曩に閣下が東清鉄道視察の為めに満洲に來らるる予定なりと聞くや、從来日露間に於て利害の相抵触する問題の起る毎に、公平且つ賢明なる態度を以てその措置に當られたる閣下が、若しその旅程を日本にまで延長せらるるならば、両国の親交に資する所多大ならんと思ひしに、議会開期切迫し、公務多端なる為め、その事の行われざること判明せしにより、我が政府は予をして満洲に於て閣下を迎えしむるに至りたるなり。

ココフツエフはこの挨拶に対し、公の好意を謝して左の通り答えた。

貴國に於ては申すに及ばず、世界各國より絶大なる尊敬を受け居らるる閣下より、かくの如き鄭重なる御言葉を拝聴するは恐縮に堪えざる所なり。予は只我が皇帝の御信任に依り、その職掌を遂行するのみ、何事

## 国葬と余榮

公遭難の急電天闇に達するや、天皇痛く宸襟を悩まし給い、直ちに御見舞の勅電を発せしめ給うと共に、宮内省御用掛末松謙澄、侍従武官西紳六郎、侍医桂秀馬、宮内書記官小原銓吉、東宮武官田村丕顯を満洲に急派せらるる旨御沙汰あらせられ、尚お公を従一位に叙する旨仰出されしが、次いで薨去の趣を聞召さるや、侍医差遣を停められ、左の通り仰出された。

枢密院議長従一位大勲位公爵伊藤博文薨去に就き國葬を行ふ

御名御璽

明治四十二年〔一九〇九〕十月二十七日

内閣總理大臣侯爵 桂 太郎

韓國の朝野に於ても、公の遭難に關し非常なる衝動を感じた。殊に韓皇は震駭措く能わず、我が天皇に親電を發して痛恨の意を表し、同時に公及び梅子夫人に宛て、各別に御見舞の親電を發せられ、次いで公の薨去するに及び、天皇に左の趣旨の親電を贈られた。

李塉鎔 307  
李址鎔 493, 495, 528, 544, 549, 576  
李塙 559  
李相尚 553  
李祖淵 120  
李道宰 564  
李範晉 553  
リヒトホーヘン 454  
李秉武 551, 567  
劉坤一 426  
李容九 599  
李容植 559, 576  
李容泰 540  
遼東半島 351, 354, 386-388, 390, 392-  
401, 403, 406, 408, 438, 501, 503, 510,  
511, 615  
領土保全 439, 446, 448, 456, 459, 474,  
476, 479-481, 483-485, 488, 493  
ルーヴェー 447  
ルーソー 88

ルードルフ 113  
黎庶昌 123  
ロエスレル 85, 127, 128, 139,  
164-166, 186  
ローズヴェルト 447, 491, 492, 498,  
499, 501, 507  
ローゼン 457, 476, 478, 483, 484, 501,  
509, 513  
露清密約 422  
ロバノフ 414, 415  
ロレイロ 264

## わ 行

渡辺国武 261, 298, 299, 341  
渡辺千秋 569, 570  
渡辺直達 626, 629  
ワルダーゼー／ワルデルゼー 431,  
433, 435  
ワансケランベック 114

満洲 388, 395, 422, 438, 451, 452, 457,  
458, 464, 465, 474, 475, 477, 479, 480,  
482-486, 488, 490, 492, 496, 500-503,  
505, 510, 511, 513, 518, 534, 538, 612,  
614, 615, 617-620, 624, 629, 630  
三浦梧樓 32, 409-411  
南満洲鉄道 611, 620, 622, 631  
宮岡直記 567  
三好退藏 61-63, 253, 255, 257, 258  
陸奥広吉 359  
陸奥宗光 74, 78, 81, 250, 262, 263,  
266-270, 275, 277-283, 285, 286, 294,  
298, 299, 301-304, 340, 341, 346, 347,  
349-354, 357, 358, 360-364, 366, 367,  
370, 379, 383, 384, 388-390, 392-394,  
396, 398, 400, 408, 412, 413  
村木雅美 567  
村田惇 520, 567, 616  
室田義文 616, 619, 622  
モッセ／モスセ 65, 164  
元田永孚(東野) 132, 133, 153, 174,  
223, 225-229, 231-235, 237-241, 243  
本野一郎 611, 622  
森有礼 106, 108, 116, 154, 206  
森矯 622  
森泰二郎 616, 622  
森泰次郎(槐南) 422, 605  
門戸開放 439, 601, 617  
モンテスキュー 215

## や 行

安広伴一郎 309  
柳原前光 14, 15, 72, 78, 80, 82, 106,  
164, 165, 188, 189  
山県有朋(含雪) 16, 24, 38, 41, 45-48,  
60, 69-72, 75-77, 100, 107, 126, 128,  
172, 235-238, 240-243, 245, 247, 251,  
252, 260-262, 269, 290, 291, 293, 294,  
300, 301, 341, 362, 363, 388, 402, 413,  
414, 428-432, 438, 441, 443-446, 453,  
464-471, 474, 477, 478, 482-486, 496,  
499, 507, 519, 520, 534, 538, 602, 614,  
628, 629  
山県伊三郎 107  
山口素臣 429, 431  
山座円次郎 501  
山崎直胤 61-63, 104, 116  
山田顯義 16, 17, 34, 38, 41, 44, 60, 69,

71, 73, 76, 83, 85, 90, 91, 126, 145,  
148, 154, 206, 222, 223, 235, 239, 240,  
246, 247, 250, 257, 258  
山本権兵衛 408, 429, 464, 465, 474,  
484-487  
翁吉濬 307  
楊枢 147  
吉井友実 155, 174, 237, 239  
吉田清成 124, 174  
吉田松陰 213, 594, 629  
吉田正春 61-63, 74, 116  
吉原三郎 598  
ヨング 76, 140

## ら 行

ラウダ 146  
羅豊禄 142, 143, 359, 379  
ラムスドルフ 450, 451, 454, 455, 476,  
478, 483, 489  
ラング 146  
ランズダウン 439, 442, 448, 449, 453,  
456-460  
李辯鍾 553  
李允用 559  
李会九 603  
李夏榮 525, 526, 528  
李呈応 →大院君李呈応  
李完用 526-528, 551, 554, 558-560,  
568, 579, 604-606, 625  
李及吳 143  
李恨(英親王) 565 →英親王  
李經方 359, 364, 367, 368, 376, 379,  
384, 407  
李鴻章 135-143, 146, 280, 302, 349,  
353, 358-361, 363, 364, 366-368, 370-  
373, 375-379, 384, 401, 422, 424, 425,  
520  
李柵 302, 303  
李根皓 544  
李根沢 526, 577  
李載完 534  
李載元 120  
李載克 527, 528, 536, 544, 576  
李載崑 551  
李載冕 570, 572  
李重夏 559, 577  
李周会 410  
李儒 553

日清戦役／戦争 350, 386, 400, 401,  
408, 552  
日葡条約 264, 265  
仁礼景範 127, 129, 144, 147, 151, 260,  
261  
任善準 551  
ネフリュードフ 553  
野津道貫 127, 129, 144, 294, 301, 496  
野村靖 174, 199, 245, 299, 301, 390,  
391, 396

### は 行

パークス 110, 140, 142  
馬建忠 86, 359  
長谷川芳之助 153  
長谷川好道 525, 542, 555, 559, 567,  
592  
パゼット 282  
畠良太郎 430  
鳩山和夫 147  
花房直三郎 129, 175, 176  
花房義質 86, 567  
ハバート 156  
林市蔵 598  
林権助 492, 493, 518-520, 522, 524,  
525, 528, 529  
林董 83, 280, 366, 387, 401, 404,  
438-443, 448, 449, 452, 453, 455, 458-  
460, 555-557, 559  
原敬 138, 142, 262, 408, 558, 560, 561  
ハルバート 553  
東久世通禕 174, 223  
東園基愛 151  
土方久元 68, 156, 172, 174, 177, 203,  
239, 243, 253, 256, 403, 404, 417, 421,  
446  
ビスマーク／ビスマルク 65, 66, 72,  
102, 107, 109-112, 454  
ヒトロヴォー／ヒトロボー 281, 399  
平田東助 61, 63, 74, 100, 474  
広橋賢光 61, 104, 116  
閔泳徽 559, 576  
閔泳綺 525, 527, 577, 598  
閔泳駿 284  
閔泳韶 559, 576, 601  
閔泳穆 120  
閔泳翊 120  
閔氏 86, 409

閔族 283-285, 410  
閔台鎬 120  
閔妃 409, 410  
閔丙奭 599  
フォン・グラマツキー 113  
フォン・ホレーベン 147  
福岡孝弟 45, 60, 67, 68, 173, 223  
福鋸 142  
福沢諭吉 32, 37, 38, 52, 69  
福島安正 428  
福羽美静 14, 21  
藤井較一 253  
藤田誠之進(東湖) 213  
伏見(宮)貞愛 412  
ブランシー 265  
プリンクリー 134, 138, 139, 615  
古谷久綱 514, 616, 622  
ベセル 544, 550  
ボアソナード 152, 153, 562  
防穀令事件 262, 263  
澎湖(列)島 345, 363, 365, 368-370,  
378-380, 387  
朴泳孝 120, 308, 409, 410  
北清事変 431, 432, 438  
朴斉純 524, 525, 529, 536, 551, 576  
朴定陽 409  
星亭 312  
細川潤次郎 14, 21  
ボルジヤ 265-270  
ホルランド 284  
本多熊太郎 501  
ホンブランド 140, 142

### ま 行

マイヤー 498  
マカロフ 496  
牧野伸顕 116, 117, 129, 139  
松井慶四郎 452  
松井茂 565  
松方正義(海東) 45-47, 60, 65, 66, 68,  
69, 77, 80, 83, 86, 90, 101, 107,  
126-128, 148, 167, 171, 172, 175, 206,  
222, 225, 235, 239, 240, 247, 249-252,  
254, 255, 257, 258, 262, 299, 341, 362,  
390, 391, 396, 419, 420, 429, 441, 453,  
464, 469-471, 474, 484, 486, 487, 507,  
629  
丸山重俊 537, 543, 544, 565

## た 行

大院君李显応 86, 284, 285, 297, 302,  
303, 305–307, 410  
対露同志会 480, 487  
台湾 148, 342–345, 347, 348, 352, 354,  
363, 365, 369–371, 374, 378–381, 387,  
391, 406–408, 426, 474  
高島鞆之助 123, 127, 128  
高辻修長 129  
高平小五郎 393, 498, 500, 501, 509,  
513  
竹添進一郎 120–122, 127–129  
武久克造 312  
田中清二郎 620, 622  
田中光頤 466, 558  
谷干城 32, 76, 153, 155, 156, 417, 499  
田村丕顯 624  
俵孫一 565  
ダン 351, 353  
千頭清臣 153  
張蔭桓 340, 354, 357, 424, 425  
張之洞 426  
趙重応 551  
朝鮮事変 86, 126, 276, 335  
趙南昇 553  
趙寧夏 120  
趙秉稷 262, 263  
津田三藏 249, 257, 258  
土屋光春 130  
都筑馨六 445, 447, 520  
鄭永寧 129, 139, 141  
帝室典則 161  
丁汝昌 86, 145, 344, 345  
鄭秉夏 411  
デットリング 138, 353  
デニソン 156, 389, 391  
テヒヨー 113  
寺内正毅 430, 464, 466, 474, 483, 484,  
486, 487, 575  
寺島宗則 38, 41, 44, 54, 58, 59, 67, 69,  
76, 106, 174, 185, 221, 223, 230, 231  
デルカッセ 447  
出羽重遠 585  
天津条約 138, 275, 279, 280, 336  
デンバー 351  
デンホフ 108  
統監府 530, 532–534, 539, 540, 543,  
544, 549, 556, 562, 565, 579, 595, 596,

598, 605  
東郷平八郎 284, 489, 567, 629  
唐紹儀 284  
鄧承修 142  
東清鉄道 422, 438, 475, 479, 482, 503,  
534, 611, 620, 623  
頭山満 599  
時岡茂弘 422, 424  
徳大寺実則 61, 108, 134, 144, 177,  
203, 234, 242, 261, 277, 278, 288, 289,  
291, 335, 353, 368, 372, 373, 388, 394,  
402–404, 407, 433, 465–469, 555–557,  
570, 587, 629  
ドラモンド 147  
鳥尾小弥太 32, 76, 174, 197, 223, 399  
トレンチ 346, 349, 350

## な 行

中島久万吉 441, 478  
中村是公 619, 622  
中島信行 14  
永浜盛三 565  
長与専斎 231  
鍋島桂次郎 418, 539, 540  
檜原陳政 359, 422, 424, 425  
南阿戰爭 440  
南廷哲 263, 264  
仁尾惟茂 312  
ニコラス二世 249, 412, 450, 480, 553  
西源四郎 398, 631  
西紳六郎 624  
西徳二郎 82, 258, 259, 289, 298, 366,  
388, 392, 393, 395, 425, 457  
西、ローザン協約 457  
日英同盟 438–442, 444, 446, 448, 449,  
451–454, 456–459, 461–463  
日米条約 341  
日露協商 422, 444, 446, 452, 454, 456,  
462  
日露戦役／戦争 534, 538, 551, 552  
日露通商航海条約 512  
日韓議定書 527, 542  
日韓協約 520, 524, 529, 530, 547, 550,  
556, 560, 623  
日韓新協約 547, 566, 607  
日韓通商条約 262  
日韓保護協約 553  
日清協約 534

河野敏鎌 174, 260  
光武帝 558  
康有為 422, 424  
国分象太郎 540, 541, 544  
ココフツエフ 611, 620-623  
兒島惟謙 257, 258, 260  
吳大澂 125, 141, 142  
兒玉源太郎 286, 408, 445, 474, 482,  
    496, 612  
国会期成同盟会 16  
伍廷芳 138, 357-359, 379, 386  
後藤象二郎 67-69, 71, 75, 104-106,  
    222, 235, 241, 242, 247, 250  
後藤新平 567, 611, 622  
近衛篤麿 480  
小松(宮)彰仁 188, 291, 368, 402-404  
小宮三保松 565  
小村寿太郎 153, 275, 279, 280, 411,  
    412, 448, 449, 453, 464, 474, 476-478,  
    481, 483-486, 499-501, 506-509, 513,  
    518-520, 534, 600, 612  
米田虎雄 151  
小山善 616, 622  
小山六之助 361  
権重頤 527, 528, 576  
近藤真鋤 123

## さ 行

崔益鉉 545, 546, 564  
西園寺公望 61, 62, 82, 83, 104-106,  
    116, 225, 297-299, 400, 401, 446, 462,  
    469, 471, 472, 534, 538, 554, 556-558,  
    575  
蔡軒 146, 147  
西郷隆盛 213  
西郷従道 35, 36, 38, 41, 42, 44, 46, 47,  
    60, 66, 69, 90, 126-130, 132, 139, 140,  
    142, 144, 147, 151, 172, 206, 235, 237-  
    240, 247, 249, 253, 256-258, 260, 261,  
    263, 264, 275, 285, 295, 362, 372, 388,  
    396, 402, 429, 441, 446, 453  
崔歲亭 623  
斎藤修一郎 312  
斎藤桃太郎 253  
清物浦条約 86, 120, 275  
佐久間修理(象山) 213  
桜田親義 113, 114  
佐佐木高行 32, 45, 60, 68, 69, 76, 174

薩長政府 57  
佐藤進 361, 548  
佐藤愛麿 501  
佐野常民 32, 45, 76, 156, 174, 198,  
    199, 223  
鮫島武之助 424, 462  
三権分立 215  
三条実美 23-25, 28, 29, 31-33, 35, 37,  
    38, 41, 44, 46, 47, 54, 55, 57-59, 75,  
    99, 109-112, 121-123, 130, 161, 167,  
    172, 173, 177, 185, 187, 188, 190, 191,  
    203, 204, 243, 245-247, 562  
シーモア 428  
シェウイチ 251, 252  
品川弥二郎 38, 47, 48, 174, 245, 260  
莊司鐘五郎 622  
邵友濂 340, 354, 357  
徐光範 120  
徐承祖 145, 147  
徐正淳 576  
所得税法 148, 150  
ジョルトン 139  
申箕善 559, 576  
末岡精一 90  
末松謙澄(青萍) 224, 236, 241, 242,  
    250, 296-298, 303, 398, 408, 425, 446,  
    536-540, 572, 579, 624, 631  
杉浦重剛 153  
杉孫七郎 29, 446, 628  
杉村濬 274, 411  
杉山彬 428  
杉山茂丸 599  
スタイン 72, 74, 80, 83, 85, 89-94, 99,  
    100, 104, 105, 109  
スチーブンス 127, 128  
周布公平 353  
頭本元貞 422  
成岐運 577  
西太后 422, 424, 432  
宋山林 546, 547  
宋秉畯 551, 555, 558, 599  
副島種臣 76, 174, 223  
ソーズベリー 439, 455, 458  
曾禰荒助 441, 445, 474, 484, 486, 487,  
    567, 572, 575, 576, 592, 602-606, 625  
ゾンタク 544

大隈重信 23-27, 29, 31, 32, 34, 36-38,  
41, 42, 44, 50, 67, 71, 76, 172, 175,  
206, 220-225, 227, 231, 232, 234, 239-  
243, 245-248, 417, 419-422, 446, 447,  
562  
大島圭介 275, 276, 280, 281, 283-285,  
294, 297-299, 301, 302  
大山巖 36, 45, 47, 60, 66, 90, 113, 126-  
128, 147, 148, 151, 197, 206, 235, 237,  
239, 240, 247, 291, 295, 297, 300, 344,  
402, 441, 453, 464, 484, 486, 496, 497,  
538, 629  
岡喜七郎 565  
岡本柳之助 306, 312, 379, 410, 411  
奥保鞏 496  
オコンナー／オコンネル 141, 282  
小原鉢吉 624

## か 行

カーラード 147  
カヴァール 148  
カシニー 280, 498  
梶山鼎介 262  
桂太郎 294, 428, 429, 431, 438,  
440-446, 448, 449, 451-454, 464-466,  
469, 474, 477, 478, 482-487, 492, 498-  
501, 507-509, 514, 519, 534, 567, 575,  
576, 579, 591-593, 600, 602, 612, 614,  
615, 624, 629  
桂秀馬 624  
加藤高明 366, 393, 439  
金子堅太郎 164-167, 174-176, 188,  
191, 192, 200, 253, 491, 492, 498  
樺山資紀 35, 47, 78, 123, 127, 128,  
146, 147, 294, 396, 406, 407  
川上操六 275, 286, 287, 407  
川上俊彦 622  
川口武定 129  
河島醇 61, 63, 74, 116  
河津祐之 147  
川村景明 497, 628  
川村純義 23, 36, 45, 60, 66, 69, 90,  
126, 173  
韓圭尚 525, 526-528  
韓幸稷 120  
韓国鉄道 475, 479, 482  
韓国併合 600, 606  
韓国保護条約 518

韓相竜 598  
ギールス 258  
木内重四郎 565  
機会均等 474, 501, 510, 601, 617  
北白川(宮)能久 163, 249, 257, 407,  
408  
木戸孝正 416  
木場貞長 90  
魚允中 411  
姜錫鎬 545  
恭親王 353, 358  
清浦奎吾 147, 474, 514  
極東総督 475, 476, 480  
金允植 303, 305, 576  
金嘉鎮 577  
金宏集 124, 284, 303, 304, 307, 308,  
409-411  
金宗漢 576  
金升皎 542, 545, 546  
欽定 17, 51, 54, 170, 189, 203, 214, 217  
日下義雄 146, 147  
楠瀬幸彦 312  
グナリスト 65, 80, 90-93  
倉富勇三郎 565  
クリーヴランド 307, 351  
栗野慎一郎 122, 341, 388, 393,  
474-476, 478, 483-485, 488, 489  
来島恒喜 243  
黒岡帶刀 129  
黒木為楨 496  
黒田清隆 16, 23, 31, 32, 34-38, 41, 45-  
48, 66, 67, 76, 90, 121-123, 126, 127,  
155, 171-173, 177, 204, 206, 220, 222-  
225, 227, 231-233, 235, 237-243, 250-  
256, 268, 269, 341, 371, 372, 377, 402,  
404  
クロバトキン 464  
慶郡王 140-142  
京城事変 262  
慶親王 425, 534  
警備隊条例 148  
ケットラー 428  
高永喜 551  
洪英植 120  
高義敬 554  
皇室典範 161, 163, 164, 167, 168, 172,  
177-179, 184, 185, 187-189, 191, 192,  
203, 207, 208, 212, 213, 216, 217  
光緒皇帝 422, 424

# 索引

## あ 行

青木周蔵 65, 69, 72, 107, 108,  
110-112, 145, 146, 246, 247, 249,  
252-255, 388, 428-432  
朝比奈知泉 413  
アストン 134  
安達謙蔵 411  
安立利綱 123  
安達峰一郎 501  
荒井賢太郎 565  
有栖川(宮)威仁 188, 253, 416, 421,  
566, 568  
有栖川(宮)熾仁 14, 15, 21, 23, 24,  
27-29, 31, 37, 38, 42, 72, 74, 78-80,  
82, 83, 86, 91, 115, 122, 187, 188, 249,  
275, 562  
アレキサンドル三世 115  
アレキサンドル親王 151  
アレキシエフ 475, 476, 480  
安重根 623  
石井菊次郎 508  
石坂惟寛 129  
石塚英蔵 312  
伊集院五郎 586, 587  
磯林真三 121, 125  
板垣退助 67-71, 75, 104-106, 166,  
420, 446  
井田譲 90, 105  
一進会 599  
伊藤梅子 62, 67, 295, 296, 398, 424,  
426, 538, 624, 625, 630  
伊東萬吉 261  
伊東祐亨 294, 344  
伊東巳代治 33, 34, 61, 65, 74, 116,  
129, 141, 164-167, 170, 174-176, 188,  
190, 192, 200, 202, 222, 223, 230, 231,  
257, 258, 261, 357, 359, 379, 385, 386,  
391, 392, 408, 417, 419, 420, 446, 466-  
468  
井上馨(世外) 16, 17, 36-38, 41, 44,  
46-48, 60, 67, 68, 70-72, 75-78, 85,

91-94, 106-110, 121-128, 130, 135,  
141, 144, 145, 147, 152, 154-157, 175,  
206, 220, 224, 225, 227, 245, 247, 251-  
253, 255, 261, 298-309, 378, 379, 399,  
408-411, 413, 438, 441-446, 453, 464,  
469, 478, 486, 507, 579, 612, 619, 626,  
628-630  
井上勝之助 357, 359, 364, 612  
井上孝哉 598  
井上毅 50, 51, 53, 54, 61, 76, 77, 79,  
122-124, 126-129, 144, 153, 164-168,  
170, 171, 174, 185, 186, 188, 190, 192,  
199, 200, 222, 260, 261, 268, 269, 563  
井上良馨 562  
岩倉具定 58, 61, 74, 78, 116, 117, 250,  
567, 572, 579  
岩倉具視 14, 15, 23-26, 28, 29, 34, 36-  
38, 42, 47, 54, 58, 64, 74, 77-79, 99,  
105, 106, 108-110, 117, 213, 562  
岩佐理藏 598  
尹泰駿 120  
ヴィクトリア女皇 416  
ヴィッテ 450, 451, 501, 502, 507-509,  
513  
ヴィルヘルム一世 85  
ヴィルヘルム二世 454  
ウェバー 409, 412  
宇佐川一正 598  
内田康哉 349, 534  
内田良平 599  
英親王(李娘) 565, 566, 570 →李娘  
エッカルドスタイル 439  
エドワード七世 455  
榎本武揚 134, 135, 138-141, 143, 144,  
206, 222, 247, 253-255, 264, 362  
袁世凱 121, 263, 274, 284, 520, 534,  
591  
汪鳳藻 275, 278, 279  
大石正巳 262-264, 399, 417, 419  
大岡育造 424, 425, 462  
大木喬任 16, 17, 21, 44, 59, 60, 76,  
173, 247

金子堅太郎（かねこ・けんたろう／1853-1942）

アメリカに留学し、ハーバード大学で法学を学ぶ。井上毅、伊東巳代治らと大日本帝国憲法起草に従事。農商相、法相、枢密顧問官、維新史料編纂会総裁を歴任。著書に『黒田如水伝』『憲法制定と欧米人の評論』『伊藤公を語る』などがある。

小松緑（こまつ・みどり／1865-1942）

慶應義塾卒業後アメリカに留学し、エール大学、プリンストン大学で政治学、法学を学ぶ。外務省に入りアメリカ公使館書記官、朝鮮総督府外務部長などを務める。1916年退官、以後著述に従事。著書に『明治史実外交秘話』『春畠公と含雪公』、編著に『伊藤公全集』『伊藤公直話』などがある。

## 伊藤博文の国際政治 下編

刊行 2022年8月

著者 春畠公追頌会（代表者金子堅太郎／編纂主幹小松緑）

刊行者 清藤洋

刊行所 書肆心水

135-0016 東京都江東区東陽 6-2-27-1308

[www.shoshi-shinsui.com](http://www.shoshi-shinsui.com)

電話 03-6677-0101

ISBN978-4-910213-29-3 C0020

乱丁落丁本は恐縮ですが刊行所宛ご送付下さい  
送料刊行所負担にて早急にお取り替え致します